

目 次

規 則	ペー ジ
8 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則	3
9 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則	4
10 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則	5
告 示	
12 令和 8 年第 2 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会の招集	6
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について	7

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 8 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 10 号)

新潟県市町村総合事務組合規則第8号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) （略） (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人</u>等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間 (3)～(22) （略） 2～5 （略）	（特別休暇） 第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) （略） (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(22) （略） 2～5 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2（第12条関係）			別表第 2（第12条関係）		
種類	事由	期間	種類	事由	期間
(略)			(略)		
(2) 官公署出頭	パートタイム会計年度任用職員が 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	(略)	(2) 官公署出頭	パートタイム会計年度任用職員が 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第10号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成16年規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第6条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条第7号に規定する葬祭補償（以下この条において「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第6条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

新潟県市町村総合事務組合告示第 12 号

令和 8 年第 2 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

- 1 日時 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 3 時 30 分
- 2 場所 新潟県自治会館（新潟市中央区新光町 4-1） 301 会議室

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

組合議会議員

退 任 桑 原 悠（津南町長） 令和 8 年 7 月 8 日